

# エヌシーイー株式会社

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性社員が安心して活躍できる職場環境の整備を行い、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 13 年 3 月 31 日までの5年間

2. 目標

目標：計画期間の終了日において、総合職社員に占める女性の割合を20%以上とする。

<取組内容・実施時期>

- 令和 8 年4月~ 女性学生の応募を増やすため、学校で開催される企業説明会等積極的な広報を行う。
- 令和 9 年4月~ 女性の採用拡大に向けた、インターンシップを実施する。
- 令和10年4月~ 非正社員を対象としたキャリアアップに向けた研修会を実施する。
- 令和11年4月~ 現在の人事評価制度について、男女公平な評価基準になっているか精査し、必要に応じて新たな人事評価制度を検討する。
- 令和12年4月~ 新たな人事評価制度を試行し、導入を検討する。

目標：計画期間の5年間において、年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間8日以上とする。

<取組内容・実施時期>

- 令和 8 年4月~ 各部署で一人あたり目標平均有給休暇日数を設定する。
- 令和 9 年4月~ 各社員の業務計画に年次有給休暇取得日数を組み入れ、各自で1年間の有給休暇の取得計画を立てる。
- 令和10年4月~ 年次有給休暇取得日数の少ない社員情報を各部署長に定期配信する。
- 令和11年4月~ 年度途中に適宜、年次有給休暇取得状況を把握し、取得率の低い社員へは取得を促し、確実な取得促進とする。
- 令和12年4月~ 進捗状況を分析し、目標達成に向けた取組の見直しを行う。